

元原発いっさん！ 山口ネットワーク

2017年8月6日の報告

オ356号

次の集り

2017年9月10日(日) 14時〜
場所 周南市総合庁舎 2F
ふれあいルーム

中村敦夫さん(元木枯し彼次郎)のひとり語り

朗読劇「線量計が鳴る」

―元原発技師のモノローグ―

2017年10月/日(日) 13:30〜
アクティブやない多目的ホール

★チラシを同封しています。

この公演を機に「上関原発のない未来をの」

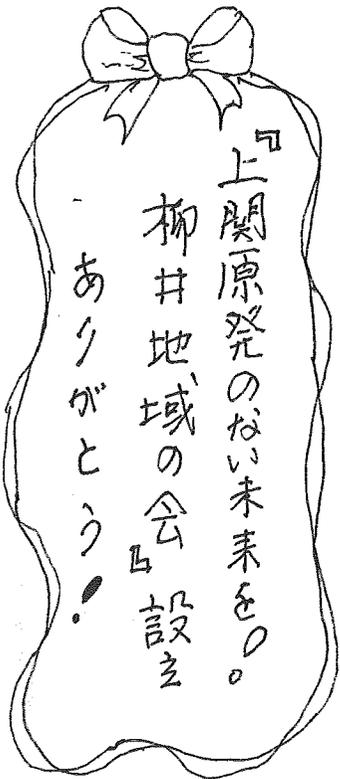
柳井地域の会」という新しい会が立ちあがりまし
た。若い市議、町議を中心とした会で、十前中
に設立総会が周かれ、午後の公演会は「設立
記念公演」となります。

ご参加をお待ちしています。

中村敦夫さんの公演は次のところでもありま
す。

9月10日(日) 14時 広島市本願寺 広島別院
英命ホール

9月17日(日) 14時〜16時 宇部市多世代ふれ
あいセンター2F



代表者 小中 進
〒742-1513
山口県熊毛郡田布施町
大字森御 2208
tel.FAX 0820-55-6291
作製・EP刷
周防灘の自然を守る会

長崎 平和宣言より
「福島原発事故から6年
がたちました。長崎は放射能の脅
威を経験したまちとして、福島
被災者に寄り添い、応援しまし
ます。
2017.8.9.

「小白水純一郎さんのお話を聴く会」のこと。
8月5日のオ一回実行委員で、会の名前は右のように
決まりました。

そして、会の代表は小沢克介さん。小沢さんほかの
社会党の衆議院議員として原発反対に取組まれま
した。お父さまは衆参両院議員を経て山口県知事に
来暁が秋吉台を演習場にしようとした時、渡米して説
得してやめさせた骨のある知事さんとして有名です。

小沢さんが代表をされるのであれば、と多くの方が副代
表になつて下さいました。

- 代表 小沢 克介 (元衆議院議員弁護士)
- 副代表 佐々木 明 美 (県議会議員)
- 〃 西島 裕 作 (〃)
- 〃 戸倉 多香子 (〃)
- 〃 木佐木 大介 (〃)
- 〃 中島 元男 (〃)
- 〃 井原 寿賀子 (〃)
- 〃 河合 喜代 (〃)
- 〃 安 溪 遊 地 (山口県立大学名誉教授)
- 〃 藤 本 一 規 (元県議会議員)

〇事務局や会計も決まりました。

原発いっさん/山口ネットワークをはじめの頃からの会員を
安溪先生は、今春退職される名誉教授とられました。
山口県立大学の

今後、8月26日の拡大事務局会議でチラシのデザイ
ンを確認。9月9日(土)のオ2回実行委員会では
チラシを手渡しできると思っています。この日は時から
記者会見もします。場所は周南市文化会館地下です。

この企画が早々と中国新聞と日刊新周南に載りまし
た。 ↓P4
そのせいか、問い合わせの電話が文化会館や小中さん
定にあり、秀の予約もなされています。

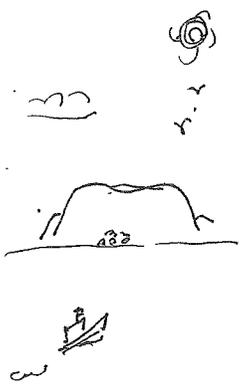
●2017、8月24日。祝島の支部の「書面議決書」による採決の禁止を求める仮処分申し立てのやり直し。これまでの経緯について山崎真さんのレポートより ↓ P⑤

●中村寛弁護士の説明を聞いて一言ご言へば、県漁協について「盗人猛々しい」という表現がびつたりだと思った。

2017年5月10日、呼びもいないのに勝手に祝島支部の会合に入りこんで、予告もなしに、補償金問題を持ち出して、当然「そんなことを話さる場ではない」と反撥すれば、粉砕させたから経緯審議だと勝手に言い、しかしもう一度会合を聞かす（聞けるわけではない）お針するから、書面による採決だと、勝手に紙を配り、上層支部に送らせ、これを合法だと言いつ張るとは、

この恥知らずな厚顔ぶりは許せない。(M)

●5月10日の会合までの「祝島の漁業補償を巡る主な動き」より、中国新聞の記事より



●2017、8月9日。エネルギー基本計画見直し議論はじまる。

エネルギー基本計画はおおむね3年毎に見直される。そのため経産省は2014に続いて今年見直しの議論に入った。本年度中に意見をもとめる。

東京新聞の記事より ↓ P⑥
中国新聞の記事より ↓ P⑥

●2017、7、28。核のゴミ最終処分場ご経産省は最終処分場の候補地となり得る地域を示した「科学的特性マップ」を公表。新聞記事より ↓ P⑥

「富山市議はなぜ4人も辞めたのか」

チーフリポーター 山石波書

本の紹介

若い記者達の活き活きとした追及力とチームワークに思わず引き込まれてしまった。読んでほしい。民主主義とは時々刻々のたぐひがある。始めから実現するものと実感させてくれる一冊。

その他原発について

●福島第一原発、高濃度の汚泥建屋地下に6年8/10 中国新聞

●島根原発1、2号機の維持費は1516年5年間で2508億円。停止中も多額コスト。8/19 中口 ↓ P⑧

●東海村核燃工場廃止に1兆円。作業70年、国費投入。7/1 新潟日報

●7月6日未明、高浜(原発用MOX燃料)フランスを出港。2017年8月号「ほんげんぼつ新聞」より

●島根1号廃炉作業着手。中電30年かけ380億円投入。7/29 中国



例会の報告(8月6日)

●参加地域 東広島市、田布施、光、下松、周南

●今日は、広島に「原爆が落とされた日」です。安倍首相は昨年、一昨年と全く同じ原稿を持って来て読んでいた。むかついた。 ②

●昨日(8/5)「小泉純一郎さんのお話を聴く会」の一回実行委員会が行われました。

会の代表には小沢克介さんをお願いしました。小沢克介さんは、元山口県知事、小沢太郎氏の次男です。

小沢太郎という人は象、参議院議員をつとめた。その後山口県知事にもなりました。アメリカが秋吉台を軍事演習場にすると言った時には、アメリカまで出向いて説得してそれをやめさせたという骨のある知事でした。

息子さんの克介さんは「原発に反対の強い意志を持つて当時の社会党の衆議院議員として活躍されました。」

その後弁護士活動に専念されていましたが、最近伊方原発差止の裁判では弁護士団長を勤めて下さっています。若い頃は守部興産に勤務されていました。

私たちはこれまで上原原発反対運動を祝島の皆さんに頼りすぎたと思ひます。

県民全体の問題として上原原発を止めようというねりを作ってきたいものです。原発ができてしまつて危険なのはみんないっしょなのだから。

●村岡県知事が田の浦の埋立延長を許可して8月3日丁度一年になります。



2018年2月 陸知事

7/25 東京市港区の日本料理店。安倍首相など自民党県連の重鎮たちが以前村岡知事は二期目立候補の意向を伝えた。8/4の朝日新聞に経産省が「原発新規には言及しない」とあるが、これは選挙の前や、支持率が落ちた時のつまり文句。

中電の原発のための道路工事は続いているし、原発推進の国の機構自体何も変わったわけはない。

●この間「NUMO」が発表した「科学的特性マップ」とやらにはあきれた。

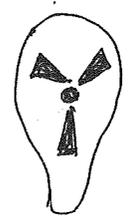
ノルウェーのオンカロのやうに岩盤で何億年も動いていないところできえ湿気がでるので100%安全とは言えないのに、日本のやうな新しい地層で、ちよつと堰れば水が湧き出るところに高レベル放射性廃棄物の処分場など作れるはずがないのだ。

それよりも、これ以上の廃棄物を出さないことがまず第一。

○この上原避難計画について話をしもらった上原直美さんは、この「科学的特性マップ」に次のような特性のころを重ねてみると、ねらわれやすい場所が見えてくるのではないかと言われしています。

- ▲沿岸勢力が強い ▲知事が原子力推進である
- ▲自治体財政が弱く誘致の動機になりやすい ▲港灣から一定距離圏内にある。

これを当てはめて見ると、山口県内の緑色の部分は総じて危なく、特に周南市はいちばんねらわれやすいとの判定。



■放生越 中先生と上原原発計画

上原恵子さんの文です。 ↓ P7

■市民オンブズマンやまぐち設立総会のご案内



ネットワーキングをはじめた時からの方員の広岡逸樹さん、綾子さん夫妻からの呼びかけです。

広岡さんご夫妻は家庭的な環境での養育が必要ならA君を皇子として迎え、大変な努力をして来られました。その中で児童相談所や行政とたづかむるを得ない問題にぶつかり、裁判にも訴えて活動して来られました。

その活動の中から、権力が市民を監視するのではなく、市民が権力を監視するオンブズマン制度が必要だと実感されその設立への参加の呼びかけです。

●今や、権立の側こそが、三権分立など踏みつぶして市民をおくえ込めたのに共謀している。

市民も「かりと手をつないで権力を監視しよう。私たちにほすほらしい憲法がある。これを活かすのは私たちの努力次第だ。」

オンブズマンやまぐち設立総会に是非ご参加下さい。(M)

■裁判のこと

●書面採決の禁止を求める仮処分審尋 2017年9月28日(木)15時(山口)

●伊方原発差止仮処分(山口) 2017年10月19日(木)15時

●自然の権利裁判(山口地裁) 2017年11月29日(水)13時30分(中村隆子さんと高倉美登里さんの証言)

●公有水面埋立差止の裁判(山口地裁) 2017年11月30日(木)10時15分(山戸貞夫さんと岡本正昭さんの証言)

●上原原発用地埋立禁止住民訴訟 次回は未定。

の内容について、中村覚弁護士からの報告と、同時に行われた中西正之さんの講演についての山田 誠さんの感想と中西正之さんからの警鐘です。

【ご報告】(中村覚弁護士)

8月10日(木)山口地裁岩国支部で、伊方3号機差止仮処分の第3回審尋が行われました。この日は、前回の期日で住民側が提出した準備書面に対する四国電力側からの反論の準備書面が提出されるとともに、住民側から新たな主張の準備書面(基準地震動、避難、ミサイル攻撃、原発不要論、司法審査の在り方など)と証拠書類が提出されました。またこの日の審尋では、今後の審理計画も協議され、すでに決まっている10月、12月の期日に加えて、2月、4月の期日も決めました。特筆すべきは、仮処分の審尋手続きでは、通常行われていない、証人尋問又は参考人尋問を実施することについて、裁判所が、積極的な姿勢を見せてくれたことです。まだ正式決定ではありませんが、伊方原発沖600mに存在する中央構造線のことについて、住民側が求めている愛媛大学名誉教授の小松先生の尋問を実現できる可能性が出てきました。次期期日までに、小松先生の意見書を提出し、それを見た上で、採用するか否かを正式決定する予定です。今回の審尋は、10月19日(木)午後3時から行われます。

山田 誠さんの感想

勉強会:「伊方原発3号機水蒸気爆発対策の不備」

審尋報告会の前段として燃焼炉の専門家中西正之さんの講演会が開かれました。

中西氏の専門である燃焼炉とは石炭や石油を燃料とする火力ボイラーや鉄鉱石を溶かす溶鉱炉などを指します。こういった燃焼炉での一番恐ろしい事故は、何らかの原因で高熱に熱せられた物質が水の中に入るか、燃焼中の炉の中に水が誤って入る時に起きる「水蒸気爆発」という現象です。水が爆発するとは信じられない現象ですが、通常のガス爆発は水素ガスなどの可燃性ガスが急激な燃焼(酸化反応)により発生するものです。しかし、水蒸気爆発は燃焼のような化学反応ではなく、高温溶融物と接した液体の水が瞬時に蒸発する物理現象です。なぜそのような現象になるのかというと、液体である水が気体である蒸気になる時は約1600倍にも膨らむということが原因です。水素爆発に比べて10倍以上にも大規模爆発になると言われています。

原発の場合、福島第一原発のようなメルトダウンといった事故に遭遇した時、高温に熱せられたデブリは压力容器や格納容器を溶かし地下に落ちるわけですが、その時に水があれば水蒸気爆発を起こす可能性は十分にあります。311の時は沸騰水型という構造上、原子炉直下に幸運にも下に水が存在しなかったから水蒸気爆発ということにはならなかったということですが、アメリカは311の時この水蒸気爆発や4号機の使用済核燃料プールの破損により水が抜け落ちること恐れて自国民の避難を呼びかけています。

伊方原発のような加圧水型の場合、事故収束策としてメルトダウンした溶融物を原子炉キャビティ内に水プールを作り冷却するという方式をとっています。これでは水蒸気爆発を起こす可能性は排除できません。

中西さんからの警鐘—今の規制基準では危い。

ただ、日本の国内では、原発の内部の事は、ブラックボックスとされ、国民には秘密にされてきました。

しかし、福島第一原発にメルトダウン事故が発生したので、沸騰水型原発については、かなりの情報が公開され、ブラックボックスの幾らかの部分は明らかになってきました。

そして、福島第一原発のメルトダウン事故については、水素爆発など起こった現象についての対策は幾らかは行われるようになったと思われます。

ただ、今の日本の新規規制基準は、福島第一原発のメルトダウン事故で起きた事故についてのみの対策で、モグラたたきのような対策と思われます。水蒸気爆発対策の条文は有りません。

アメリカのスリーマイル島原発のメルトダウン事故や旧ソ連のチェルノブイリ原発のメルトダウン事故を経験し、海外でメルトダウン事故対策が行われてきた知見は、日本の新規規制基準には殆ど取り入れられていません。

このようなその場しのぎの対策を行い、加圧水型原発は沸騰水型原発の福島第一原発のようなメルトダウン事故が起きても、伊方原発3号機等の放射性物質の大気中への飛散量は福島原発の飛散量の二千分の一にしかならないとし、充分なメルトダウン事故対策を行わずに加圧水型原発の再稼働を次々と行う事は、非常に恐ろしい事と思われます。

原発再稼働反対の住民運動でも、裁判活動でも、メルトダウン事故対策問題を真正面から取り組む必要が有ると思われます。

その糸口を私の理解できる範囲で説明しました。

中西正之

17.8.10 小泉元首相が 周南で講演へ

11月、脱原発テーマ 脱原発を掲げる小泉純一郎元首相が、11月6日に周南市徳山の市文化会館で

講演することが7日、分かった。国のエネルギー政策を中心に語るとみられ、中国電力上関原発(山口県上関町)建設計画の是非が、あらためて注目されそう

だ。小泉氏は「日本の歩むべき道」と題し講演する。原 発推進だった首相時代や、2011年の福島第一原発

脱原発の

小泉元首相が講演へ

611時・賛否超え参加呼びかけ

17.8.10 日刊新周南 周南徳山 脱原発を訴えている 小泉純一郎元首相(75)の講演会「小泉純一郎 さんのお話を聴く会」

ら周南市文化会館大ホールで開かれる。県民有志の実行委員会主催で、五日に同会館練習室で開いた第 一回会合では弁護士で 元衆議院議員の小沢克介



小泉元首相

に選んだ。小泉氏は 首相時代に は原発を推 進の立場だ ったが、二〇 一一年の東

日本大震災の福島第一 原発事故以降、原発ゼ 口に主張を転じた。一四 年の東京都知事選では 脱原発を訴えて無所属 で出馬した細川護熙元 首相を支援した。

三月ごろから小泉氏 側に打診して快諾を得 たもので、実行委は原 発推進、反対の壁を超 えた参加を呼びかけ

チケットは千円の予 定。詳細は実行委員会 で詰めていく。問い合わせは実行委員会事務局 (090・8996・ 8378)へ。

事故以降、コスト面から原 発ゼロを唱えてきた経緯を 紹介するとみられる。14年 の都知事選では、敗北した 細川護熙元首相と連携し、 街頭で脱原発を訴えた。今 回、上関町を訪れる予定は ない。

関係者によると、今年3月 ごろから小泉氏側に打診 し、快諾されたという。委 員の一人は「県の歩むべき 方向をみんなで考えるきつ かけになれば」と説明。原 発に対する推進、反対の立 場を超えた参加を呼び掛け ている。 午後2時〜3時半で、聴 講料は今後詰めるという。

上関原発・祝島漁民、山口地裁に仮処分申し立て 漁業補償金巡る採決禁止求める

上関原発計画に35年間抗い続けている山口県祝島の漁民たち。その山口県漁協祝島支店の正組合員2人が7月4日、山口地方裁判所岩国支部へ仮処分の申し立てを行なった。同支店の5月10日の組合員集会で提出された「修正案」について、6月14日に組合員へ配られた書面議決書による採決の禁止を求めるもの。「修正案」は、同支店の昨年度の赤字補填に、上関原発のための漁業補償金を充てたい、その手続きとして総会の部会の開催を本店へ請求してほしい、という内容だ。

この漁業補償金は上関原発の建設と運転への同意を謳う契約に基づくため、同支店（旧祝島漁協）は受けとりを17年間拒んでいる。13年2月に受けとり賛成を議決と報じられるも、過半数である31人の正組合員が翌3月、受けとらない旨、1人1枚の書面に署名捺印して本店へ提出。だが本店主導で補償金の配分案が作られ、採決を迫られた。島ぐるみで原発計画に抗う祝島は混乱したが、15年4月の配分案合決で収まった。



6月20日、山口県漁協本店前。左から、祝島支店の清水敏保さん、本店職員、祝島支店の橋本久男さん、同竹谷芳勝さん。(提供/山秋真)

集会で本店の幹部が、「修正案」を出すよう一組合員を促しつつ「定款規約の定めでその場で採決が必須」と介入。6月14日には「修正案」への賛否を問う文書と書面議決書が組合員へ配られた。差出人は山口県漁協祝島支店「運営委員長兼組合員集会議長 恵比須利宏」。提出期限は6月21日、返送先は同支店か光熊毛統括支店。だが恵比須さんは「この文書を作っていない」と明言したと、本人に尋ねた組合員が話す。彼は祝島支店の運営委員長を5月の集会終了時に辞めたうえ、議長の任は集会終了までだ。この文書は内容に虚偽があり、それに基づく書面議決書は無効だと、同支店の運営委員・岡本正昭さんと橋本久男さん

んは回収しようとした。その際提出された書面議決書がすべて光熊毛統括支店にあると判明。「祝島の組合員集会のことだから、祝島支店で保管する」と6月19日、ふたりは同支店の竹谷芳勝支店長とともに光熊毛統括支店へ行き、書面議決書の回収を求めた。だが「本店の許可なく返せない」と拒まれ、翌20日は本店（下関市）へ行き、仁保宣誠専務理事らと祝島支店側が面談。本店は書面議決書を有効と主張したが、「作成したのは本店」と認めた。祝島支店の運営委員会に知らせずに配布せよと、本店が指示したことも分かったという。

今なお蠢く新規の原発計画

なぜ運営委員会に知らせなかつたか。5月の集会の最後に「修正案」は継続審議にすると議長が宣言し、出席者から異論もなかった。それは、「会は、その議決により続行することができ」と定める定款に則ったに等しく、「修正案」は継続審議になった、議事録にもその記載されたからと本店は説明したという。

<祝島の漁業補償金を巡る主な動き>

- 1982年6月 当時の上関町長が町議会で住民合意を前提とした原発誘致を表明
- 83年4月 祝島漁協（現県漁協祝島支店）が原発反対を決議
- 2000年4月 中国電力が四代、上関の両漁協、共同漁業権管理委員会と漁業補償契約を締結
- 5月 中電が漁業補償金約125億円の半額を支払い。祝島漁協は約5億4千万円を拒否
- 6月 祝島の漁業者が漁業補償契約無効確認を求め提訴。08年10月に敗訴確定
- 08年10月 知事が中電に建設予定地の公有水面埋め立て免許を交付
- 11月 中電が残りの補償金を県漁協に支払い
- 09年2月 祝島支店が無記名投票で補償金受け取り拒否を議決
- 10年1月 祝島支店が挙手採決で2度目の受け取り拒否を議決
- 5月 法務局に供託していた祝島支店分の補償金約5億4千万円を県漁協本店が回収。預かり額が約10億8千万円に
- 11年3月 福島第1原発事故発生。中電が建設予定地の準備工事を中断
- 12年2月 祝島支店が挙手採決で3度目の受け取り拒否を議決
- 13年2月 祝島支店が無記名投票で受け取りを議決
- 6月 悪天候で補償金配分案を決める組合員集会中止
- 8月 反対派島民たちの抗議行動で採決集会中止
- 10月 採決集会開催決定後、会場が確保できていないことが判明し中止
- 14年3月 反対派島民たちの抗議行動で採決集会中止
- 15年4月 採決集会が柳井市であり、配分案を否決
- 17年5月 組合員集会で補償金を取り上げられ紛糾

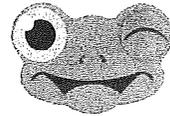
中田新風より

山秋真さんは「原発を×らせたい人々」(岩波新書)の著者です

山秋真・ライター

13年2月の議決を祝島の人達は認めていない。県漁協が棄権し込んだりして来ると議長も祝島の人びとはなく、外から来て、勝手に世に名投票にしたから。そもそも補償金については二度と議題にしないとの決議もしていたし、この直後に祝島の人たちは過半数の漁民の署名捺印したものを県漁協に提出。議決はみとのられないとした。しかし、マスコミは一方的に県漁協の言い分だけを流しつづける。

市民オンブズマンやまぐち設立総会のご案内



額縁厚元山口大学副学長を顧問に迎え、いよいよ「市民オンブズマンやまぐち」がスタートします。設立総会后、「全国市民オンブズマン連絡会議」に加わり、全国の活動と連携しながら、山口県内の地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的として、党派を超えた市民活動を始めます。

「全国市民オンブズマン連絡会議」は、国、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的とする市民オンブズマンの情報交換・経験交流や共同研究等を行うため、1994年に結成されました。現在(2017年4月時点)、全国に76ある市民オンブズ団体から成り立っています。

権力が市民を監視するのではなく、市民が地方公共団体等の「権力」をしっかりとウォッチできる民主的な市民社会を実現していきましょう。

日本の公的オンブズマン(行政相談委員、行政苦情救済推進会議と総務省)は、市民には活動が見えない遠い存在です。よりよい民主的な国を創っていくために、全国市民オンブズマン連絡会議は大きな役割を果たしています。(市民オンブズマンやまぐち設立準備室長 廣岡逸樹)

- | | タイムスケジュール |
|---|--|
| 1 日時 2017年9月23日(土)
13:30~15:30 | 13:30~13:50
設立主旨説明等(代表幹事 他) |
| 2 会場 長門市物産観光センター2階 会議室1, 2
長門市東深川1-3-26番地6 tel0837-23-1181 | 14:00~15:30
記念講演および質疑
15:40~16:30
幹事会 |
| 3 記念講演
テーマ: 市民オンブズマンが地域社会をかえる
講師: 児嶋研二さん(市民オンブズマン福岡 代表) | |
| 4 参加費 無料 | |
| 5 連絡先 廣岡逸樹
(tel/fax 0837-37-5005 e-mail itsukil956@ybb.ne.jp) | |

オンブズマン(スウェーデン語、両性名詞)の元々の意味は、「代理人」です。行政機関を外部から監視し、行政機関による国民の権利・利益の侵害に対する調査及び救済の勧告を図る公職。行政機関を監視する公的オンブズマンを指します。スウェーデンでは、なんと200年以上前の1809年に始まったとされています。

「市民オンブズマン福岡」は、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的として1995年12月16日に発足しました。福岡県庁の60億円公金不正支出ですっかり有名になりましたが、ふつうの市民が地道に情報公開請求を積み重ねて、行政の監視を続けようという団体です。

故生越忠先生と上関原発計画

原子力資料情報室の通信物で生越先生が亡くなられたことを知りました。「お元気でおいでだろうか」といつも心に掛かっていた。生越先生のことを私が知ったのは、2003年のことでした。

当時東京学芸大学教授でいらした小泉武栄先生に、上関原発の計画地の海岸の崖の写真をお見せして、「ご専門の立場から一度現地を見てくださいますか」とお願いし、来ていただいたことがありました。先生はすぐに、「どうしてこんな危険な所に原発を造りますか」とのコメントを述べられました。

それを聞いたMさん(三浦翠さん)が、「20年前にも同じことを言った人がいるよ」と言いました。

「報告書がある?」「あるよ」。そのようにして出会ったのが生越先生のレポート「開発と公害」31・32合併号でした。執筆は1985年。この年、中国電力が上関町に対して、「計画地は原発の適格候補地である。」との内容の「原子力発電所立地に関する事前調査報告書」を提出していました。これに対し、かねてから上関原発に疑問を持ち、学習会なども行っていた祝島の人々が、生越先生に専門家の立場から、きちんとした書類の形で残してほしいと依頼しました。そのようにして出来上がったのが、「開発と公害」31・32合併号という冊子でした。中電の報告書を丁寧に読み込んだ批判であり、計画地周辺の過去の地震についての考察も含むものでした。

私はそれを見て、中国電力から「事前調査報告書」を取り寄せ、生越先生の読み込みをなぞるようにページを繰ってゆきました。ページを繰ると言っても、非常に簡略な報告書であることは、素人目にも分かりました。『報告書』の問題点を「開発と公害」31・32合併号に教えられるようにして辿ってみました。この目的不明の簡略な調査で「計画地は原発の適格候補地である。」と云っていいのか?と私にも疑問が湧きました。

ところが、「公有水面埋立免許願書」に、【計画地選定の理由】の一つとして、この調査を上げ、計画地が「強固な岩盤より構成されており、構築物の設置に十分適した条件を有している」と判ったと記述しているではありませんか。2008年のことでした。出発点で、まやかしの調査で上関町を欺き、その調査を使って、美しく生態系豊かな湾を埋め立てる正当性を主張する。『県はどのようにして【計画地選定の理由】について納得したのか』との議会での質問には、「国が審査済みである」と答弁する。では、と、国が上関原発を国のエネルギー基本計画に組み入れた時の議事録を取り寄せることになります。そこで判ることは、国の原発行政そのものの欠陥でした。このように、生越先生の手法をなぞるようにして、私は上関原発計画と付き合ってきたのでした。先生には、2、3度直接お目にかかったことがあります。お住まいのお近くまでお訪ねしたのでした。私たちに期待されることがあったように思いますが、期待に応えられないまま、お別れが先に来てしまいました。

ご冥福をお祈りしたいと思います。

先生の手法をなぞることで、国の原発行政のまやかしにまで行き着いています。もちろん上関原発計画の推移には微塵の正当性もなく、造られていいはずのない原発です。先生のまなざしの先にあったのは、醜い原発推進の姿であったのだと判ります。

2017.8.18.

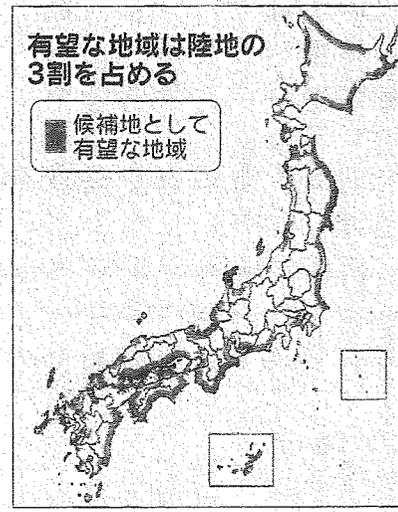
上関原発計画の根っこを見る会 上里恵子

17.8.29日経

「有望地」に900自治体

経産省核のごみ最終処分場で

経済産業省は28日、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)について、最終処分場の候補地となり得る地域を示した「科学的特性マップ」を公表した。全国の自治体約1750のうち約900が、安全に処分できる可能性が高い地域に入った。経産省は9月から自治体への説明を始めるが、対象が日



本の陸地の約3割と広く、選定作業の行方はなお不透明だ。(関連記事3面、特集14面に)

政府は28日午前に関係関係会議でマップの公表を決め、全国の自治体に通知した。マップの公表は核のごみを数万年にわたって地中に封じ込める処分地の選定に向けた議論の第一歩となる。政府は公募や国からの申し入れを通じ、関心を示す自治体を複数絞り込みたい考えだ。その後、周辺環境への影響評価や、実際の掘削調査など20年程度かけて建設場所を決める。

ただ、地元の理解を得て最終処分地を決めるまでに曲折があるのは確かだ」と語った。

マップでは火山や活断層、地下資源が存在するなど8つの条件に当てはまる地域を除いた上で、核のごみを輸送しやすい海岸から20キロ以内の沿岸部を好ましい地域として選んだ。

池上彰の大岡山通信



若者たちへ

17.8.7.日経
「18歳 フォラス」

「核のごみ」受け入れた町

最終処分場をどこにするかは、日本のみならず、世界でも頭の痛い問題です。それでも北欧のフィンランドとスウェーデンは、地中に埋める場所を決定しました。とりわけフィンランドは、地中に巨大なトンネルを建設。核のごみの処分を始めるのは、高温になっていると予想です。2012年に

取材しました。フィンランドの西端に近いエウラヨキという町に、最終処分場の建設が進んでいます。人口約6000人の町には、原子力発電所があります。この原発に隣接する地域に、最終処分場はありますか。当時の町長に話を聞くと、次の答えでした。

「原子力発電所のことです。私たちは豊かな生活を享受している以上、誰かが後始末を引き受けなければならぬ」と。原発で生み出された電

中間保存します。2年以上は使わがごみを引き受けて熟を冷ますので、その後、20年から埋める作業を始め、10年以上以上保管することになっています。

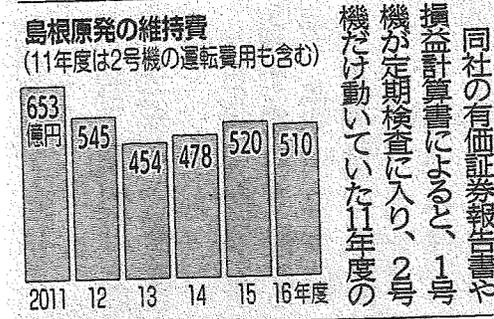
この計画を、地元の自治体はなぜ受け入れたのか。当時の町長に話を聞くと、次の答えでした。

「原子力発電所のことです。私たちは豊かな生活を享受している以上、誰かが後始末を引き受けなければならぬ」と。原発で生み出された電

島根原発維持に2508億円

12〜16年度 停止中も多額コスト

中国電力が停止中の島根原発(松江市)1、2号機の維持費として、2012〜16年度の5年間で計2508億円を支出したことが18日分かった。2号機の建設費3033億円に迫る。原発は運転コストが安いとみられてきたが、停止中でも設備を保つために多額の費用がかかることが示された。(8面に関連記事)



同社の有価証券報告書や損益計算書によると、1号機が定期検査に入り、2号機が稼働していた11年度の維持費は、運転費用を合わせて653億円。東京電力福島第1原発事故の影響で2号機も含めて全面停止となった12年度以降は、燃料費がなくなったものの、年454億〜545億円で推移する。16年度は510億円だった。

16年度の維持費の内訳で最も多いのは発電所構内の警備業務などの委託費で、

設置体費は15億円だった。中電の電気料金は、原発維持費などのコストに一定の利益を乗せて計算する「総括原価方式」で決まる。このため停止中の原発にかかると額の維持費も一般家庭などの電気料金から賄われている形だ。中電は、原発について「非常に重要な電源」と説明。維持費に加え、原発の代わりに稼働さ

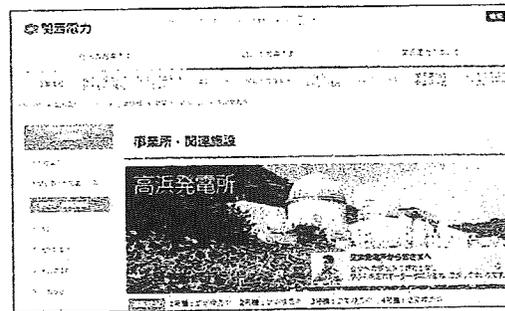
こんなやっかいなものなせもっともっと安くするの
か?

目からウロコの“記事” LITERA 本と雑誌の知を再発見 「伊方原発差し止め却下」に抗議！

7月21日、伊方原発3号機の運転の禁止を求めた住民らの申し立てに対して、松山地裁は「地震や火山噴火、避難計画などに問題がない」と言う理由で却下しました。

福島原発で3基がレベル7という過酷事故を起こし、今も「原子力緊急事態宣言」が発令中であり、事故原因の究明もまったくされていない中で「原発安全」判決は、異常すぎます。

なぜ、このような異常な判断を裁判所が出したのか、2015年12月、高浜原発の再稼働を認めたときに出版された「リテラ」の記事を紹介します。



関西電力HPより

「住民の生命が脅かされる 具体的危険は認められない」

12月24日、福井地裁は高浜原発再稼働の差し止めを命じた仮処分決定を取り消し、再稼働に向け大きな一歩を歩み始めた。

この訴訟に関しては今年4月14日、同裁判所において「新規基準に適合したとしても安全性は認められない」などとして再稼働しないよう命じる仮処分が出され、それを不服として関西電力側が異議を申し立てていたもの。

つまり、今回の福井地裁の決定は関西電力側の主張が通ってしまったということでもある。

だが、この差し止め仮処分取り消しの背景には、裁判所の露骨な“原発推進人事”があった。4月の高浜原発再稼働差し止めの仮処分を決定したのは福井地裁の樋口英明裁判長（当時）のことだ。

樋口裁判長は、「10年足らずの間に各地の原発で5回にわたって想定を超える地震が起きたのに、高浜原発では起きないというのは楽観的な見通しに過ぎない」と指摘し、福島第一原発事故後に定められた原子力規制委員会の新基準についても「緩やかにすぎ、合理性を欠く」と判断。政府の原発政策に根本から異議を唱える決定だった。

ところが、裁判所はこの樋口裁判長を原発裁判にかかわらせないような人事を発令する。

きっかけは樋口裁判長が、1年半前の14年5月、大飯原発の運転差し止め訴訟で原発の運転を認めない決定

を下したことだった。その後、樋口裁判長が高浜原発の運転差し止め仮処分を担当することになると、裁判所は2015年4月1日付で、樋口裁判長を、名古屋家裁に異動させることを決定したのだ。

「彼ほどのベテランなら通常高裁に異動してもおかしくないはずですが、家裁への異動になってしまった。関係者の中では、懲罰人事、今後、原発訴訟に関わらせないようにするための“左遷”だと囁かれました」（司法記者）

高浜原発の差し止め仮処分申請については、樋口裁判長が裁判所法28条に基づく「職務代行辞令」を利用して、名古屋地裁への異動後も引き続き審議を担当、再稼働を差し止める仮処分を決定したが、恣意的な異動命令に屈さない、裁判官としての人生をかけた大仕事だったと言える。

だが、その樋口裁判長もさすがに、今回の異議申し立ての審議には関わることではできなかった。裁判所の“原発推進人事”は見事に功を奏し、新たに赴任した林潤裁判長によって、高浜原発の再稼働差し止めは覆された。

しかも、今回決定が下されたのは高浜原発だけではない。同じく12月24日、福井地裁の林潤裁判長は、大飯原発の3、4号機を再稼働しないよう求めた住民の申し立てについても退けた。

樋口裁判長が下した決定について控訴審で審理が継続されている中でのことである。ようは外堀を埋めたわけであり、これで高浜、大飯の2つの原発が再稼働されることがほぼ決定的となった。

もちろん、こうした人事を使った原発後押し判決の背後には、政府の意向がある。

「司法の独立なんていうのは建前にすぎなくて、今回に限らず、法務省は権力側に都合の悪い判決を出した裁判官に報復のような人事をするんです。例えば刑事事件で無罪判決を出したり、行政訴訟で住民側を勝訴させた裁判官は必ずと言っていいほど地方の支部や家庭裁判所に異動させられる。今回のケースもまさにそれに当たるでしょう」（司法関係者）

しかも信じられないことに、裁判所には直接、電力会社や原子力産業との癒着構造があるのだという。

その典型的な例を「週刊金曜日」2011年6月3日号でジャーナリスト三宅勝久氏がレポートしている。記事によれば1992年、伊方原発と福島原発設置許可取り消しを求めた裁判で「国の設置許可に違法性はない」と

電力会社側に沿った判決を下した味村治氏（故人）が、退官後の98年、原発メーカーでもある東芝の社外監査役に天下りしていたという。

味村氏は東京高検検事長や内閣法制局長官を歴任し、最高裁判事となった人物で、いわば司法のエリート中のエリート。しかも味村氏の「原発は安全」との味村判決が、その後の原発建設ラッシュを後押しする結果となった。

原発企業に天下ったのは味村氏だけではない。同じく三宅氏のレポート（「週刊金曜日」2011年10月7日号）でも司法関係者の原発企業天下りが紹介されている。

- ・野崎幸雄（元名古屋高裁長官） 北海道電力社外監査役
- ・清水湛（元東京地検検事、広島高裁長官） 東芝社外取締役
- ・小杉丈夫（元大阪地裁判事補） 東芝社外取締役
- ・寛栄一（元東京高検検事長） 東芝社外監査役・取締役
- ・上田操（元大審院判事） 三菱電機監査役
- ・村山弘義（元東京高検検事長） 三菱電機社外監査役・取締役
- ・田代有嗣（元東京高検検事） 三菱電機社外監査役
- ・土肥孝治（元検事総長） 関西電力社外監査役

ようするに、樋口裁判長とは真逆に、原発容認の決定を下したりなどすれば、裁判官たちには天下りというご褒美があるということらしい。

これでは、司法の独立どころか、裁判官や検事までが原発企業の利益共同体、原発ムラの一員だったということではないか。

そう考えると今回の高浜、大飯原発再稼働容認の決定は何ら不思議ではない。ほとんどの裁判官の頭の中にあるのは、下手な判決を出して政府にいらまれ、左遷されたくないという思いと、自分が得られる地位や経済的な恩恵だけなのだ。

“福島”の教訓”などこ吹く風で、再び原発大国への道を進んでいく安倍政権と、それを止めるどころか、自らも原発利権漬けになっている裁判所——。この国の腐敗はもはや末期的だ。（伊勢崎警）

泊・大間・東海第二・柏崎刈羽・志賀・大飯・高浜・浜岡・島根・上関・玄海・川内の各原発、六ヶ所村再処理工場・もんじゅなどで、裁判が係争中です。

2017年7月22日 ちらし作成「アヒンサー」

*アヒンサーとは、サンスクリット語で「殺されたくない、殺したくない」と言う意味です。

伊方3号機差し止め却下

松山地裁「不合理でない」

広島に続き2例目

決定骨子

伊方原発3号機の運転の禁止を求めた住民らの申し立てに対して、松山地裁は「地震や火山噴火、避難計画などに問題がない」と言う理由で却下しました。

福島の教訓”などこ吹く風で、再び原発大国への道を進んでいく安倍政権と、それを止めるどころか、自らも原発利権漬けになっている裁判所——。この国の腐敗はもはや末期的だ。（伊勢崎警）

東京新聞 2017年7月22日

LITERA (リテラ)

高浜原発再稼働容認の裏に裁判所と原子カムの癒着！

原発推進判決出した裁判官が原発産業に天下りの実態

2015. 12. 25

福島原発事故に伴う健康被害では、甲状腺がんの発症が目立ってきた。甲状腺がんと診断された事故当時四歳の男児の存在が今年三月、福島県の県民健康調査の結果から漏れていたことが判明。事故との因果関係に二石を投じるとともに、調査の信頼性を揺るがした。だが、県側は調査の縮小に動いている。男児の例を公表した民間団体「3・11甲状腺がん子ども基金」(東京)の嶋山比早子代表理事は、懸念と調査の拡充を訴えている。(三沢典文)

「事故当時四歳の男児が甲状腺がんと診断されていた事実を三月に(調査の実施主体である)福島県立医大に問い合わせたが「発表の通りです」との返事で、当該者はいなかった。つまり、県民調査はもともとがんを発症してもカウントされない子どもが出るようなシステムだった」

嶋山さんはそう話す。子ども基金は原発事故以降、十六都県で甲状腺がんと診断された事故当時二十五歳以下の人を対象に、申請に応じて患者が自由に活用できる療養費を給付している。二〇一六年度の受給者は県内五十八人、県外二十三人の計八十一人。県内の一人がこの男児だった。

男児は一四年の二巡目の県民調査時の二次検査で経過観察となり、一五年に甲

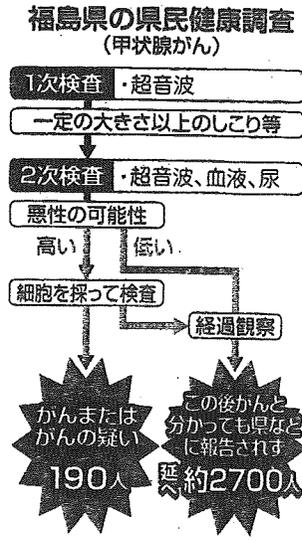
検査対象縮小 希望者前面に



県民健康調査の統計の取り方について議論する県民健康調査検討委員会のメンバーら。今年6月、福島市で

福島県の県民健康調査 チェルノブイリ原発事故の後、周辺地域で小児甲状腺がんが多発したため、福島県は福島原発事故後、県立医大に委託し、甲状腺検査などを実施している。甲状腺検査は事故当時18歳以下と、事故後2012年4月1日までに生まれた(県外避難者も含む)計約38万人を対象。11年度に1巡目が始まり、現在は3巡目。今年6月の発表では、190人ががんやその疑いと診断されている。

福島県民健康調査さらなる「ザル化」懸念



県民健康調査の縮小方針に対し、嶋山さんは「放射線の影響を認めたくない」という結論ありきの動きだと厳しく批判する。「日本甲状腺学会のガイドラインには、甲状腺がんの確度の高い危険因子としては、放射線と遺伝しか記されていない」

加えて「最近のスイスや豪州の数十万〜数百万人規模の調査では、コンピュータ断層撮影(CT)検査などでも発がん性が高まる」という事例が報告されている。進歩する科学的知見をなせ、取り入れようとするのか」と訴える。

嶋山さんは「経過観察」後に発症した人の存在も結果に反映し、透明化も進めるなど、県民調査の拡充を訴える。「まず多発の原因がスクリーニング効果か否かを確かめるため、放射線の影響を受けなかった地域で、福島県と同様の県民健康調査をするべきだ」

「子どもを守る 総合的制度を」



福島県の県民健康調査の拡充を訴える「3・11甲状腺がん子ども基金」の嶋山比早子代表理事。千葉市で

「基金から療養費給付を受けた県内患者のうち五人も、県の調査を受けなかったり、受けた後に別の医療機関で診てもらった人たちで、県民健康調査の結果には含まれていない。経過観察となった人は一千七百人を超えているが、発症しても報告されていない患者はいったい何人いるのか」

「子どもを守る」という。放射線に感受性が高い骨髄や心筋検査といった血管系の病気、リンパ球が関係する免疫系の

国が放射線の影響を認めない現状で、患者に療養費を支給している子ども基金は貴重な存在だ。現在、団体と個人の好意で約三千万円が寄せられ、運営は順調という。だが、療養費の申請者が少ないことに悩んでいるという。嶋山さんは「アンケートでは将来、結婚や就職などで差別を受けることを恐る」と懸念する。

「患者の皆さんは被害者だ。事故がなければ、差別はおこるような現在の状況はなかった。被害者の権利と認識して、遠慮なく申請してほしい」と訴える。

日本財団の国際会議が提言書

甲状腺検査のあり方をめぐっては、六月五日にあった県民健康調査の検討委員会で新たな動きが出た。

席上、県や環境省から世界保健機関(WHO)の専門組織「国際がん研究機関(IARC)」が専門家グループを設け、被ばくを伴う事故時に甲状腺をどう観察するかについて、議論を始めることが報告された。県の担当課長は「同機関の動向を参考にしたい」と述べた。

IARCの会場には、伏線が

あった。日本財団は昨秋、甲状腺がんをテーマに国際会議を開催。その後、出席者たちによる提言書がまとめられている。そこには、県立医大副学長の山下俊一氏や国際放射線防護委員会(ICRP)のシャノン・ロシヤール氏、IARCの関係者たちが名を連ねている。提言書は昨年末、県へ提出された。

「検査ストレス」強調

「IARCに賛同し、支援する」と述べている。国が検査への関与を強めることには懸念もある。福島原発事故団長の武藤類子さんは「加害者は東京電力だけではない。国も原発を推進し、緩い安全規制で事故を招いた」と語る。

武藤さんは「彼らは加害責任を隠すべく『事故の影響は大したことない』『そんなに調べなくていい』とすり替えかねない」と警戒している。

(新城通信局・榎原崇)